

(別紙)

平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 48 号
土木部長、農政部長、林務部長、住宅部長通知
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 建政技第 324 号

工事現場における施工体制の把握要領

1 趣旨

工事の品質確保、安全確保ならびに建設産業の健全な発展のためには、適切な施工体制の下で工事が実施されることが必要である。

また、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）の専任制等の把握の徹底を図るほか、不適切な事例への対応を統一的に実施することが必要である。平成 13 年 4 月 1 日の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札・適正化法）の施行に伴い、施工体制台帳提出の義務づけ（平成 27 年 4 月 1 日からは、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事については、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられる）、発注者による施工体制の確認などが明記され、建設業法施行規則の改正に伴い、平成 24 年 11 月 1 日からは、施工体制台帳等の記載事項へ健康保険等の加入状況が、平成 27 年 4 月 1 日からは、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が追加されることとなった。

さらに、元請企業が下請指導をする際、協力会社組織等の安定的な下請関係によることが望ましいこと、また県内建設業者の社会保険、福祉の充実とさらなる地域経済の活性化を図るため、長野県は元請企業に対し、下請契約における県内企業の優先的な採用を求めることとした。

以上を踏まえて、今後の工事現場における適切な施工体制の確保のため、入札及び契約過程や監督業務において実施すべき把握項目や対応方法を次のとおり定める。

なお、この要領は適宜見直すことができる。

2 工事現場における施工体制の把握について

(1) 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件の確認

- ① 対象工事は、一般競争入札、公募型指名競争入札、受注希望型競争入札の案件とする。
- ② 確認方法は、工事实績情報サービス「CORINS(コリンズ)」等により行う。
- ③ 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の保持等とする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－１のとおりとする。
- ④ 監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- ⑤ 把握結果は、別紙－２に記載する。

(2) 契約後及び工事現場における施工体制の把握等

- ① 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の提示、コリンズ登録、施工体制台帳等の提出、施工体系図等の掲示などとする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－１のとおりとする。
- ② 把握結果は、別紙－２に記載する。(共 4・8「施工プロセス」のチェックリストを参照)

(3) 施工体制台帳等の記載

記載内容は『社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに関する Q & A』(H24. 9. 27)
(URL : <http://www.mlit.go.jp/common/000225414.pdf>) を参考とする。

なお、一人親方等との下請負契約の締結がある場合は、雇用保険を労災保険特別加入と読みかえ、下表※の記載について確認する。

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	適用除外		適用除外		適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険 ※ 労災保険特別加入		
□□□□		—	—	○○○○○○			

※ 労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度で、元請負業者が一括加入すると下請負業者へも適用されます。なお、労働者でないことから通常の労災保険が適用されない「中小事業の事業主」や「一人親方」などは、自ら労災保険に特別加入する（『労災保険特別加入制度』）ことにより、労災補償を受けることができます。

4 施工体制の把握に関する法令等

- (1) 建設業法、同法施行規則
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令
- (3) 「不良不適格業者排除対策について」
(平成 11 年 1 月 27 日付け 10 監第 388 号土木部長通知)
(平成 10 年 12 月 25 日付け建設省建設経済局長ほか通知)
- (4) 「施工体制台帳等活用マニュアル」
(平成 15 年 11 月 7 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)
(平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局建設業課長改正通知)
(平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)
- (5) 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」
(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省大臣官房地方課長ほか通知)
- (6) 「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」
(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)
(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局長通知)
- (7) 「施工体制台帳の作成等について」
(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)
(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)
(平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)
- (8) 「監理技術者制度運用マニュアル」
(平成 16 年 3 月 1 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)
(平成 28 年 12 月 19 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)
- (9) 工事共通仕様書等
- (10) 労働者災害補償保険法施行規則
- (11) 建設業退職金共済制度の普及徹底について
(平成 11 年 4 月 13 日付け 11 監第 47 号土木部長通知)
- (12) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
(平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長建設市場整備課長通知)
(平成 28 年 7 月 28 日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長改訂通知)

附 則

本要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に締結した請負契約(当初)に係る建設工事から適用する。